

《条例解説》

先の県会で成立した条例のうち、特に県民の皆様に関係があります。今回は、美しい熊本づくり運動と最も関係のある「熊本県自然環境保全条例」の解説を致します。

熊本県自然環境保全条例

「自然は、人間生存の基盤であり、われら県民が祖先から受けついで貴い遺産である。」

われら県民は、自然の貴重さに思いをいたし、これを愛し、これに誇りを持つとともに、よりすぐれた自然として後代に残し伝えねばならない。

われら県民は、かかる決意のもとに、本県のすぐれた自然環境の保全に努め、さらにすすんで、緑豊かな環境を造成して、自然と生活との調整を図り、もって住みよい郷土の実現を期するためにこの条例を制定する。」

これが、この条例の制定主旨ですが、今少しく制定までのいきさつをお話しましょう。

制定の経緯

わが国の自然環境が、近年の都市化の進展、国土の開発等により大きな変貌を遂げつつある中で、本県の場合比較的關係に近いまま美しい景観を残しております。

しかしながら、各地の開発が進むにつれ、次々にこの美しい自然が失われつつあることも又否定できず、今後ともその傾向は進展するものと予想されます。

そこで、このような事態に対処するため、昭和四十七年三月、全国に先がけて「熊本県自然環境保護条例」を制定公布し、自然を保護育成し、美しい豊かな生活環境の実現を期し、「自然環境保護」、「環境緑地保護」、「郷土修景美化」を柱として自然保護行政を推進して参りました。

その後各県においても同様の条例が制定され、国も今年四月、「自然環境保全法」を制定しました。その結果、全国的に、統一された条例の体裁を整えることが、必要となり、条例名もすっかり改めて、指定地域の拡大を図るなど、基本的には旧条例の精神を受けつぎ、積極性において一歩前進したものとになりました。

条例の特長

次にその特長と主な内容をご紹介します。

1 先ず第二章で、知事が自然環境の保全を図るための「基本方針」を定めることを義務づけております。

この規定は、今回の改正により新たに規定したもので、自然環境の保全に関する基本構想と、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、郷土修景美化地域の指定その他これらの地域の保全のための施策に関する基本的な事項などを定めることとしております。

2 次に第三章以下は、指定、保全等に関する実体的な規定になりますが、順を追って説明します。

(1) 残された自然度の強い地域を保全するため「自然環境保全地域」として指定することとしています。具体的には、知事が亜高山性植生やすぐれた天然林など豊かな自然環境を形成している地域を指定し、地域内での工作物の設置や土地形質変更などに規制を設けることとしています。

なお、この地域には、「自然環境保全法」の規定にもつき、今回新たに特別地区内に、野生動物植物保護地区を指定することができることになりました。

これは、これまで見過ごされることの多かった昆虫類や両棲類などの小動物や稀少な植物を、一帯の自然環境とともに保護していくこととする新たな制度です。

(2) 市街地や集落地若しくはその周辺で良好な生活環境を形成している地区を保全するため指定できることとしたのが「緑地環境保全地域」です。これは、次の修景美化地域とともに、本県独自で規定したもので、市街地等の自然環境は、たとえ自然の割合が低くても、多数の住民の生活環境の一部として、日常生活に密接に関係しているだけに保全の必要があり、今回は、特に、指定できる築囲を集落地まで広げ、例えば、農山漁村の鎮守の森などの保護もできるように規定しました。

(3) 郷土修景美化地区は、木竹や草花などを積極的に植栽し、郷土の修景美化の

ため緑地を造成する必要のある地域と、眺望のすぐれた道路沿線で、歴史的、文化的な資産と一体となって良好な自然環境を形成しているところで緑地を保全すべき地域を指定することとしています。これは、全国でもあまり、例のない規定で、さきの緑地環境保全地域と併せ、本県が提唱している「美しい熊本づくり」の実現のため積極的に取組んでいくことというものです。そのため、これまで道路沿線に限っていたものを、地域を定めないう集落地を含め、例えば桜の名所、公共施設、記念碑の周辺の緑地環境の造成が必要に応じて指定できるようになりました。

以上が地域指定に関する概要ですが、これらを実施していくための方途或いは手続として、条例の中には、自然環境保全に係る基礎調査の実施、地域開発施策等における配慮、地域指定の際の公聴会の開催、保全計画の決定、保全事業の執行、自然環境保全監視員の設置などに関する規定等を取らに設け、自然環境保全に係る体制を整備いたしました。

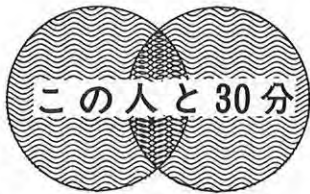
むすび

今後、この条例の施行についての細部については、速やかに整備することにしております。しかし、自然環境は、法律や条例だけで守られるものではなく、その趣旨を理解し、実行する人々によって守られるものです。特にその地域に住み、その地域で活動する人達の理解と協力こそ、法律条例以上に重要なことであり、県民の皆さんのご協力をお願い申し上げます。

無人化の旗手

立石電機社長

立石 一 真



このコーナーは県出身者で各界のトップとして活躍しておられる方々を紹介するとともに、県政への提言などをお聞きするものです。

阿蘇郡一の宮町に設立する阿蘇立石電機（資本金二千万円、従業員数六十名）の調印のため、来熊中の立石電機社長立石一真氏を宿舎のホテルに訪れた。

わが国におけるオートメーション機器開発のトップメーカーである立石電機の社長は、意外に物静かだが若々しい。風雪に堪えてきた大木のごとく、その枝にも等しい子会社、孫会社の新芽を吹かせ、ネ

オ・プロデューサー・システムを実行中である。

県内にも関連企業を相次ぎ進出させ、「農協工場」を積極的に推進している。「熊本は次の時代の条件が整ってきた。京都によく似ている。」と「遅れの哲学」を説く。熊本

市は一新小学校、熊中、熊本高等工業電気科卒のきつすいの熊本人。医学博士の称号をもつ異色財界人である。趣味は絵画、謡、短歌。

京都市右京区鳴滝春木町一ノ二
明治三十三年生れ、七十三歳

経営者は未来学を勉強すべし

立石電機の創業からお話していたんではきりがないですから、まあ、オートメーションとかサイバネーションとかその辺から始めましょう。

この頃、立石電機が割合注目されておるのはR&D先行の企業ということが一つあるんです。R&Dというのは例のリサーチアンドデベロップメント（研究と開発）の略ですね。「先行」には先に行くと言ふことと未来を先取りするということですね。これは、私が技術者社長であるから特に力を入れておるんです。それは商売からという、世の中で要望している商品がありますね。「こういうものだったらいいな。こんなのが欲しいな。」というものがあるでしょう。それをソーシャル・ニーズとこの頃は言うているんですね。社会が要望するもの、必要とするものを出来るだけ早くとらえて、それを満足する技術なり、商品を開発するということですね。

それから、さらに良い方法としては、ソーシャル・ニーズをできるだけ早くという観点から未来予測というものにつながってくるのです。社会がどういう社会に変ぼうするかというものを出来るだけ早くとらえて、その未来社会から出てくるであろうソーシャル・ニーズを先取りしてそれを満足する技術と商品を開発し

